

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 16 日

各都道府県
消費生活協同組合主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室

「規制改革実施計画」に基づく消費生活協同組合における共済事業の点検等について

平素から消費生活協同組合（連合会）の健全運営に格段の御配意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、農業協同組合において、共済事業における推進目標の達成を動機とする不祥事件が発生するなどの不適切な共済推進が行われている実態を鑑みて、規制改革推進会議は、内閣総理大臣に政府が講ずるべき措置を答申し（「規制改革推進に関する答申～転換期におけるイノベーション・成長の起点～」（令和 5 年 6 月 1 日規制改革推進会議答申）（別添 1））、本日、当該答申を踏まえた「規制改革実施計画」（別添 2）が閣議決定されました。同計画に基づき、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、その所管する各協同組合について、不適切な共済推進が無いかな等のリスクを的確に把握するための点検を行うこととされています。

つきましては、各都道府県におかれましても、同答申及び同計画の趣旨を鑑み、所管する元受共済事業を実施する消費生活協同組合（連合会）の業務運営状況を確認いただき、当該結果を別紙様式に記載の上、令和 5 年 12 月 28 日（木）までに当室宛てにご報告いただきますよう、お願いいたします。なお、定期的な検査の機会を活用する場合であって、報告期限に間に合わない場合はあらかじめ当室まで一報願います。

併せて、消費生活協同組合（連合会）に対して、金融庁が策定した「顧客本位の業務運営に関する原則」（平成 29 年 3 月 30 日（令和 3 年 1 月 15 日改訂））（別添 3）を必要に応じて活用いただき、顧客本位の業務運営に積極的に取り組むよう、ご指導をお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室

担当：生協第 1 係
TEL：03-5253-1111（2854）
メールアドレス：seikyougyoumu@mhlw.go.jp